

健康教育担当者研修会 行政説明②

保健教育



保健教育等「説明の流れ」

保健教育での説明内容

- ① 保健教育の進め方について
(カリキュラム・マネジメント)
- ② 学校環境衛生管理について
- ③ がん教育について
- ④ 性に関する指導について
- ⑤ 心の健康・精神疾患について
- ⑥ 薬物乱用防止教育について

保健教育等「現代的な健康課題」

- 肥満・痩身
- 生活習慣の乱れ
- 生活習慣病
- 心の健康・精神疾患
- 感染症
- 性に関する問題
- アレルギー疾患（食物アレルギー）
- 薬物乱用防止
- 様々な健康情報、性・薬物等に関する情報の入手
- 栄養摂取の偏りや朝食欠食などの食習慣の乱れ
- 少子高齢化や疾病構造の変化による現代的な健康課題
（がんや心疾患など生活習慣病などへの対応、仕事関連の悩みとうつ病、若い世代の出産・子育て、高齢化に伴う健康寿命の延伸）等々

※中教審答申（H28.12.21）から抜粋

学校における健康教育の三つの柱

柱

計画

法令

保健教育

学校保健計画

学校保健安全法

安全教育

学校安全計画

学校保健安全法

学校給食（食育）

食に関する指導の
全体計画

学校給食法

保健教育等 「保健教育の体系」

保健教育

体育科
(保健体育科)

特別活動

総合的な学習
(探求) の時間

その他関連する教科等
社会科、理科、生活科、家庭科、道徳科

日常生活における指導及び子供の実態に応じた個別指導

保健領域
体づくり運動領域

学級活動、児童生徒会活動、学校行事等
における保健の指導

保健に関する横断的・総合的な学習 (探求)
(福祉・健康)

保健教育等「保健教育の推進」

カリキュラム・マネジメント

- 学習内容は？
- どの教科等で学ぶのか？
- 集団指導か、個別指導か？

●教師が連携し、複数の教科等の連携を図りながら授業をつくる。



単元配列をどうするか

●学校教育の効果を常に検証して改善する。



PDCA
サイクル

●地域と連携し、よりよい学校教育を目指す。



外部講師活用

保健教育等「心身の健康の保持増進に関する教育のカリキュラム・マネジメント」

小（中）学校学習指導要領解説 総則編（付録） ※高等学校はありません

心身の健康の保持増進に関する教育（現代的な課題に関する教科等横断的な教育内容）

小学校

本書は、小学校学習指導要領における「心身の健康の保持増進に関する教育」について構成を担う資質・能力に関連する各教科等の内容のうち各教科におかれては、それぞれの教育目標や学習の到達目標を踏まえ、本書をカリキュラム・マネジメントの参考としてご活用ください。

第2の2
 ② 各学校においては、設置や学校、地域の実態及び児童の発達段階を考慮し、豊かな人生の実現や課題を乗り越えて次代の社会を形成した教育課程の達成を図るものとする。

ら、必要ものを選択し、適性を重視して選択したものです。
 することに向けた現代的な課題に対応して求められる資質・能力を、教科等横断的な視点で育成していくことができるよう、各学校の特色を生か

学年	教科	学習内容
第1学年	保健	<p>① 学校における体育・健康に関する指導を、児童の発達の段階を考慮して、学校の教育活動全体を通じて適切に行うことにより、健康で安全な生活と豊かなスポーツライフの実現を目指すこと。特に、学校における食育の推進並びに体力の向上に関する指導、安全に関する指導並びに心身の健康の保持増進に関する指導については、体育科、家庭科及び特別活動の時間等により、各教科、道徳科、外国語活動及び総合的な学習の時間などにおいてそれぞれの特長に応じて適切に行うよう努めること。また、それらの指導を通して、家庭や地域社会との連携を図りながら、日常生活において適切な体育・健康に関する活動の推進をなし、生活を豊かに健康・安全で活力ある生活を送るための基礎が培われるよう配慮すること。</p>
		<p>② 心身の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 心身の健康及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、態度を適切にすること。 イ 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 ③ けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの危険な手当をすること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考慮し、それらを表現すること。 ④ 病気や予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 病気や予防について理解すること。 イ 病気や予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 【※②内容の「A(体づくり運動)」の(1)のイと「C(健康)」の(1)のイについては、幅広い領域を踏んで指導するものとする。③各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。</p>
第2学年	保健	<p>① 心身の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 心身の健康及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、態度を適切にすること。 イ 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 ② けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの危険な手当をすること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考慮し、それらを表現すること。 ③ 病気や予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 病気や予防について理解すること。 イ 病気や予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 【※②内容の「A(体づくり運動)」の(1)のイと「C(健康)」の(1)のイについては、幅広い領域を踏んで指導するものとする。③各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。</p>
		<p>① 心身の健康について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 心身の健康及び不安や悩みへの対処について理解するとともに、態度を適切にすること。 イ 心の健康について、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 ② けがの防止について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア けがの防止に関する次の事項を理解するとともに、けがなどの危険な手当をすること。 イ けがを防止するために、危険の予測や回避の方法を考慮し、それらを表現すること。 ③ 病気や予防について、課題を見付け、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 病気や予防について理解すること。 イ 病気や予防するために、課題を見付け、その解決に向けて思考し判断するとともに、それらを表現すること。 【※②内容の「A(体づくり運動)」の(1)のイと「C(健康)」の(1)のイについては、幅広い領域を踏んで指導するものとする。③各領域の各内容については、運動領域と保健領域との関連を図る指導に留意すること。</p>

学年	教科	学習内容
第4学年	保健	<p>① 人の体のつくりと運動 人や他の動物について、骨や筋肉のつくりと動きに着目して、それら関係付けて調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 イ 人の体には骨と筋肉があること。 ウ 人が体を動かすことができるのは、骨、筋肉の動きによること。 エ 人や他の動物について適宜の中で、筋骨の内部や生活環境を基に、や他の動物の骨や筋肉のつくりと動きについて、観察のある予想や仮説を導き、表現すること。</p>
		<p>① 動物の誕生 動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての観察を基にした活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 イ 人は、体内で成長して生まれること。 エ 動物の発生や成長について適宜の中で、動物の発生や成長の様子や過程について観察を基に、解決の方法を導き出し、表現すること。</p>
第5学年	保健	<p>① 人の体のつくりと動き 人や他の動物について、体のつくりと呼吸、消化、排泄及び循環の働きに着目して、生活を維持する動きを多面的に調べる活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 イ 体内に酸素が取り入れられ、体外に二酸化炭素などが排出されていること。 ウ 食べ物は、口、胃、腸などを通る間に消化、吸収され、吸収されたものは排出されること。 エ 血液は、心臓の動きで体内を巡り、養分、酸素及び二酸化炭素などを運んでいること。 オ 体内には、生活活動を維持するための様々な臓器があること。 カ 人や他の動物の体のつくりと動きについて適宜の中で、体のつくりと呼吸、消化、排泄及び循環の働きについて、より妥当な考えをつくり出し、表現すること。</p>
		<p>① 動物の誕生 動物の発生や成長について、魚を育てたり人の発生についての観察を基にした活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導すること。 ア 次のことを理解するとともに、観察、実験などに関する技能を身に付けること。 イ 人は、体内で成長して生まれること。 エ 動物の発生や成長について適宜の中で、動物の発生や成長の様子や過程について観察を基に、解決の方法を導き出し、表現すること。</p>

● **教育課程の編成に当たっては、学校保健計画、学校安全計画、食に関する指導の全体計画、いじめの防止等のための基本的な方針など、各分野における学校の全体計画等と関連付けながら効果的な指導が行われるように留意する。**

● **他の教科等との関連がわかりやすく掲載されている。**

● **カリキュラム・マネジメントを作成する際に活用してほしい。**

や、事件や事故、災害等から身を守り安全に行動すること。
 エ 食育の観点から適切な学校給食と楽しい食育活動の形成、食育の時間を中心としながら、健康に良い食事のとり方など、望ましい食育環境の形成を図るとともに、食事を通して人間関係をよりよくすること。

保健教育等「香りへの配慮について」

知ってください!!

その香り 困っている人もいます

柔軟剤などの香りで頭痛や吐き気がするという相談があります。
自分にとって快適な香りでも、困っている人もいることをご理解ください。

香りの感じ方には個人差があります。

香り付き製品の使用に当たっては、周囲の方にもご配慮下さい。
なお、使用される場合は、使用量の目安なども参考に。

消費者庁 文部科学省 厚生労働省 経済産業省 国土交通省 環境省

「その香り困っている人もいます」ポスターについて、関係省庁として、こども家庭庁及び国土交通省が追加されたため、お知らせするものです。

事務連絡
令和8年5月26日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課
各都道府県私立学校学校主管課
各都道府県教育委員会専修学校各種学校主管課
各国公私立高等専門学校事務局
独立行政法人国立高等専門学校機構事務局 御中
各国公私立大学事務局
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
大学を設置する各学校設置会社の学校担当事務局

文部科学省総合教育政策局健康教育・食育課

「その香り困っている人もいます」ポスターの更新について（周知）

標記の件について、令和8年5月19日付け消安全第230号で消費者庁消費者安全課より、別紙のとおり周知依頼がありましたので、お知らせします。
このことについて、教育関係機関に対して、周知くださるとともに、引き続き、香りへの配慮に関する普及啓発に御協力くださるようお願いいたします。

（本事務連絡について）
文部科学省総合教育政策局
健康教育・食育課保健管理係
TEL：03-5253-4111(内線 2976)

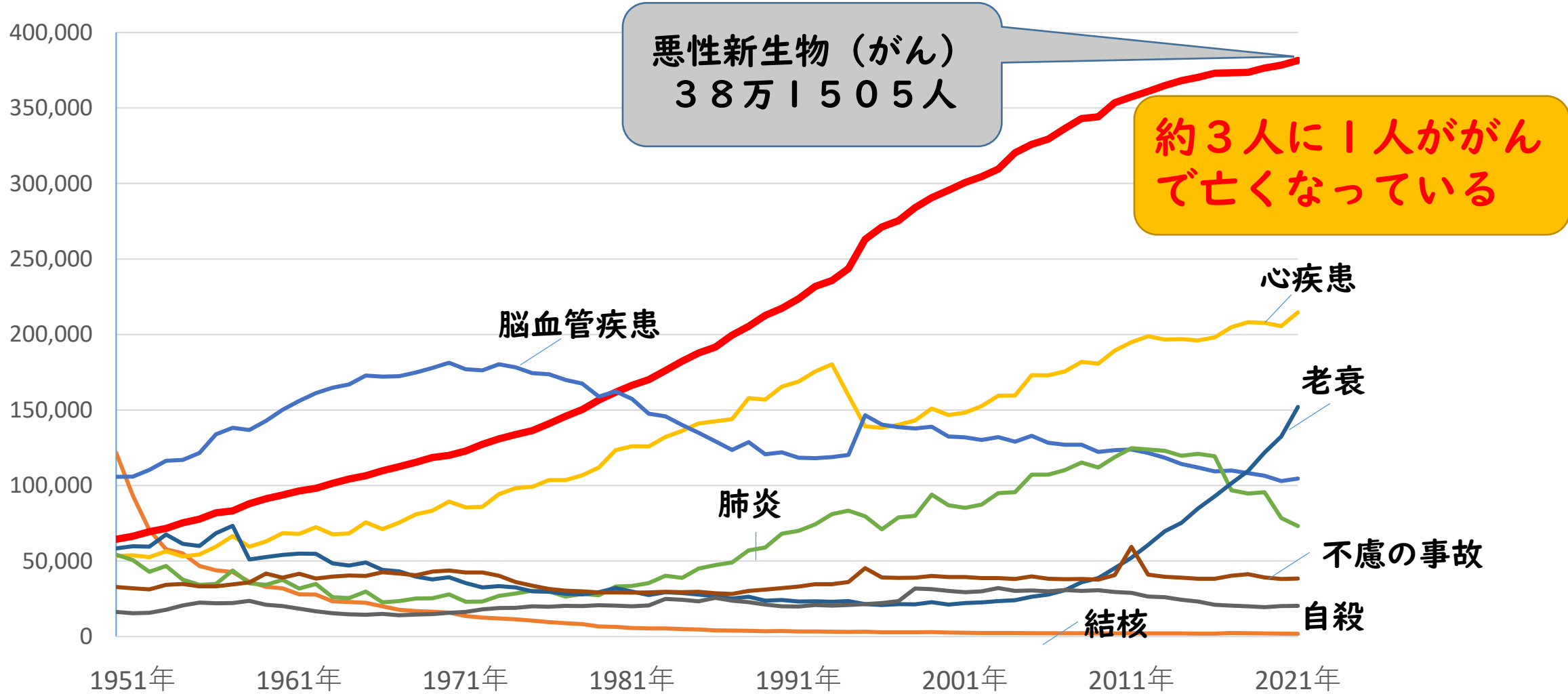
柔軟剤などの使用にあたっては使用量の目安などを参考に周囲への配慮を心がける

保健教育等「がん教育について」

【がん教育の目標】

- がんについて正しく理解することができるようにする。
- 健康と命の大切さについて主体的に考えることができるようにする。

保健教育等「がん教育について」



がんによる死亡数は年々増え続けている

保健教育等「がん教育について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」

- ・健康な生活
- ・1日の生活の仕方
- ・身の回りの環境

「体の発育・発達」（4年）

- ・体の発育・発達
- ・思春期の体の変化
- ・体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」（5年）

- ・心の発達
- ・心と体との密接な関係
- ・不安や悩みへの対処

「けがの防止」（5年）

- ・交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防
- ・けがの手当

「病気の予防」（6年）

- ・病気の起こり方
- ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）

- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因
- ・生活習慣と健康
- ・生活習慣病などの予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・感染症の予防
- ・個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と心の健康」（1年）

- ・身体機能の発達と個人差
- ・生涯に係わる機能の成熟と適切な行動
- ・精神機能の発達と自己形成
- ・欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の予防」（2年）

- ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- ・交通事故などによる傷害の防止
- ・自然災害による傷害の防止
- ・応急手当

「健康と環境」（3年）

- ・身体对环境に対する適応能力・至適距離
- ・飲料水や空気の衛生的管理
- ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」

- ・健康の考え方
- ・現代の感染症とその予防
- ・生活習慣病とその予防と回復
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・精神疾患に予防と回復

「安全な社会生活」

- ・安全な社会づくり
- ・応急手当

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の各段階における健康
- ・労働と健康

「健康を支える環境づくり」

- ・環境と健康
- ・食品と健康
- ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- ・様々な保健活動や社会的対策
- ・健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

保健教育等「がん教育について」

第4期がん対策推進基本計画（令和5年3月28日閣議決定）

◆これまで、学校では健康教育の一環としてがん教育に取り組んでいただいているところであるが、国の取組等を踏まえ、教材等を活用しつつ、**地域や学校の実情に応じて、外部講師を活用する**などして、学校におけるがん教育の一層の推進をお願いしたい。

本県の外部講師を活用したがん教育実施率（公立学校）

校種	令和7年度	令和6年度
小学校	15.8%	14.8%
中学校	11.4%	6.4%
高等学校	6.5%	11.5%
特別支援学校	12.5%	0.0%

（健康教育実態調査より）

【実施しなかった理由】

- ・適切な講師を見つけることができなかった。
- ・予算の確保ができなかった。
- ・時間を確保できなかった。
- ・学校の職員が指導したから。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育の推進について」

ポイント

- ① **学校が主体**となって企画・運営を行う。
- ② 核となる教員や授業を担当する教員だけでなく、**全ての教職員の共通理解**のもとに進める。
- ③ 学校での取り組み内容を**保護者や関係機関などに周知・共有**することにより、連携体制を構築する。
- ④ 年度当初の職員会議等で「**学校保健計画**」に基づき外部講師を活用したがん教育の開催を周知するなど、情報共有する。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育の推進について」

5 初健食第12号
令和6年1月19日

各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長 殿

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長
南野圭史

学校における外部講師を活用したがん教育の推進について

我が国のがん対策については、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び同法の規定に基づく「がん対策推進基本計画」（以下「基本計画」という。）により、総合的かつ計画的に推進しており、令和5年3月に第4期基本計画を閣議決定したところである。

第4期基本計画においては、第3期基本計画に引き続き、都道府県及び市町村において、教育委員会及び衛生主管部局が連携して会議体を設置し、医師や患者等の関係団体とも協力しながら、また、外部講師を活用しながら、がん教育が実施されることが求められています（別添1参照）。

現在、多くの都道府県・指定都市教育委員会において、がん教育の推進に関する協議会が設置されているほか、都道府県に設置されているがん対策に関する会議体などにおいても、がん教育の推進に関する検討が行われており、これらを通じて、外部講師の活用も含め、地域におけるがん教育の推進が図られているところである。

他方、令和4年度におけるがん教育の実施状況調査によると、がん専門医・学校医等の医師やがん患者・経験者等の外部講師を活用してがん教育を実施した学校の割合は約11.4%であり、前年度に比べ増加しているものの、低い状況にあります（別添2参照）。

文部科学省においては、平成26年度より、外部講師を活用したがん教育の取組を支援する事業を実施しているほか、外部講師ががん教育を実施するに当たっての留意事項等を示したガイドラインを作成するなど、外部講師の活用促進に取り組んできたところですが、各地域において、より一層、外部講師の活用を促進いただくためには、都道府県の衛生主管部局、がん診療連携拠点病院等の医療機関、医師会、がん患者・経験者の団体等との組織的な連携・協力体制を構築することが重要となります。

このため、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、別紙を参考の上、衛生主管部局と連携して、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進に取り組んでいただきますようお願いいたします。また、市区町村教育委員会におかれても、地域・学校の実情を踏まえ、がん教育の推進に関する協議会等の開催に努めていただきますようお願いいたします。

なお、文部科学省においては、がん教育の推進に関する協議会の開催や外部講師の派遣等に係る経費を支援する事業を実施しているところですので、本事業の積極的な活用をお願いします（別添3参照）。また、文部科学省ホームページにて、授業で活用できる教材や各地域の取組事例の紹介等を行っておりますので、御参考いただきますようお願いいたします（別添4参照）。

本件について、都道府県・指定都市教育委員会におかれては、城内の市区町村教育委員会に対して周知いただきますようお願いいたします。

（参考：関連通知等）

- ・学校におけるがん教育への協力について（平成31年3月22日付け各都道府県・指定都市衛生主管部（局）がん対策主管課宛厚生労働省健康局がん・疾病対策課事務連絡）
- ・学校におけるがん教育への協力の推進について（令和2年4月24日付け2初健食第6号・健が発0424第1号各都道府県衛生主管部（局）がん対策主管課長・各都道府県・指定都市教育委員会学校保健主管課長宛文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課長・厚生労働省健康局がん・疾病対策課長通知）
- ・がん診療連携拠点病院等の整備について（令和4年8月1日付け健発0801第16号各都道府県知事宛厚生労働省健康局長通知）

都道府県・指定都市教育委員会において衛生主管部局と連携をして、がん教育の推進に関する協議会等を開催し、学校における外部講師を活用したがん教育の推進していただくようお願い。

【令和6年1月19日付】

「学校における外部講師を活用したがん教育の推進について」

（文部科学省）

◆厚生労働省においては、平成30年7月に「がん診療連携拠点病院等の整備指針」を改定し、**学校からの依頼に応じて、外部講師として医療従事者を派遣し、がんに関する正しい知識の普及啓発に努めることをがん診療連携拠点病院等の指定要件として新たに追加**

◆各都道府県衛生部（局）がん対策主管課に対して「学校におけるがん教育への協力について」（平成31年3月22日付け）を發出し、外部講師活用体制の整備に協力依頼を行うなど、がん教育を推進してきた。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

熊本県HP→「健康づくり推進課」
→がん対策→2022年3月17日更新

熊本県教育委員会ホームページ
「体育保健課 健康教育」

The screenshot shows the top navigation bar of the Kumamoto Prefecture website with categories like '防災・くらし・環境', '健康・福祉・子育て', '観光・しごと・産業', and '学び・文化・国際'. The breadcrumb trail is 'ホーム > 組織でさがす > 健康福祉部 > 健康づくり推進課 > 学校におけるがん教育の外部講師活用について'. The main heading is '学校におけるがん教育の外部講師活用について'. Below the heading are icons for '印刷' and '文字を大きくして印刷', and the page number 'ページ番号: 0051439' and update date '更新日: 2022年3月17日更新'.

The screenshot shows the top navigation bar of the Kumamoto Prefectural Board of Education website with categories like '教育委員会', '教育相談', and '報道資料'. The breadcrumb trail is '熊本県教育委員会 > 健康教育・体育・スポーツ > 健康教育 > 性に関する指導・がん教育'. The main heading is '性に関する指導・がん教育'. Below the heading is a red-bordered box with the text '緊急・重要なお知らせ' and '2022年5月27日更新 新型コロナウイルス感染症対策に係る 熊本県リスクレベルについて 2022年5月24日更新'. Below this are icons for '印刷' and '文字を大きくして印刷', and the page number 'ページ番号: 005249'.

●外部講師協力団体一覧、実施の手順（外部講師依頼の基本的な流れ）、外部講師依頼に関する様式集 等が掲載されています。内容を確認して、積極的な活用をお願いします。

なお、実施の際は、学校側がリーダーシップを発揮しながら計画を進めてください。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—



※謝金は原則として不要です。

小中学校で謝金等が必要となる場合、市町村教育委員会へ連絡後、市町村教育委員会から正式依頼を行う必要があります。

保健教育等「外部講師を活用したがん教育について」

外部講師依頼の基本的な流れ—学校—

学校

⑩講義資料等の確認

講義資料を確認し、校内で他の教員等を交えた打ち合わせを実施。必要に応じて、修正等を依頼する。



団体・施設

⑪留意事項等を確認

前日までに、がん教育ガイドライン等の留意事項、シナリオを確認。



⑫がん教育の授業実施

児童生徒のがんへの正しい理解、いのちと健康の大切さへの理解が深まるよう、効果的な授業をお願いします。

⑬がん教育の実施報告 ※様式3

実施状況について
県教育委員会等に報告。

※アンケート等を実施した際は、可能な限り、外部講師の方に送付をお願いします。

⑭アンケート結果等送付

⑮アンケート等の結果を確認

次回以降の参考とする。

保健教育等「がん教育に関する教材・ガイドライン等」

がん教育推進のための教材（令和3年3月一部改訂）



学校においてがん教育を実施するにあたり効果的な指導が行えるよう、教材を作成。

「がん教育推進のための教材」

http://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369992.htm

がん教育推進のための教材補助教材について（令和3年3月一部改訂）

小学校版

補助教材



本誌
※ねらい・授業進行方法
などを紹介しています。

映像教材

映像教材①
「がん博士の『がんについて
の基礎知識』」
がんについての知識を伝える。



映像教材②
「がんと生きる」
がん患者の思いや考えを伝える。
※2名のエピソードのうち、どちらか
選択してご使用ください。



ワークシート



ポスター枠（縦書き、横書き）

外部講師を活用したがん教育ガイドライン（令和3年3月一部改訂）



学校において外部講師ががん教育を実施するにあたり、留意すべき事項等を示すものとしてガイドラインを作成。

「外部講師を活用したがん教育ガイドライン」

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1369991.htm

中学校・高等学校版

全9モジュール分の教材を用意しています。学校での授業のねらいに合わせて自由にアレンジしてご活用ください。

スライド教材



全9モジュール分のスライド
を用意しています。

補助教材



各モジュールのねらい・授業進行の
方法などを紹介しています。

映像教材（小学生向け）



小学生向けには映像教材を揃えています。
必要に応じてご活用ください。（詳細P.18）

オプション

保健教育等「がん教育に関する教材・ガイドライン等」

がん教育推進のための教材 映像教材について（令和6年3月）



インタビュー動画1の活用例

導入

・映像資料を視聴して、がんに罹患した後の治療や生活の状況などを知る。

インタビュー
動画視聴

展開①

・がんの種類や特徴について調べる。
・がんの原因にはどのようなものがあるか調べる。

調べ学習

展開②

・がん検診の普及、正しい情報の発信など社会的な対策を充実させるにはどうしたらよいか考える。

グループの対話
などの学習

まとめ

・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

本時の振り返り



インタビュー動画2の活用例

導入

・がんの死亡率や罹患率のグラフなどを示し、我が国のがんの現状を知り、本時のねらいを伝える。

がんに関する
資料の提示

展開①

・がんを予防するための生活習慣について調べる。
(喫煙、飲酒、食事、運動、適正体重など)
・がんを予防するための感染対策について調べる。

インタビュー
動画視聴

展開②

・がんの予防について調べたことを全体で共有する。
(班や個人で調べた内容を全体で共有し話し合う。)

調べた内容の
共有

まとめ

・映像資料を振り返り、社会的な対策が必要であることを再確認する。

本時の振り返り

保健教育等「性に関する指導について」

性に関連する諸課題

- 発育・発達
- 妊娠・出産
- 性感染症
- 児童虐待（性的虐待）
- LGBTQの理解
- 女性アスリートの無月経・骨粗鬆症
- 性犯罪・性被害防止
- 男女交際
- 家族計画
- 人工妊娠中絶
- 性情報の氾濫
- その他

※妊娠・出産及び家族計画に関しては、正しい知識を身に付け、探求的な学びにならなければならないことも大切です。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について①（データ提供：県子ども未来課）

【本県10歳代人工妊娠中絶実施数】

【10歳代人工妊娠中絶実施率】

年度	15未満	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳	計
H30	3	7	21	37	58	85	211
R1	2	5	31	29	56	86	209
R2	1	2	15	31	53	71	173
R3	4	4	20	22	41	60	151
R4	4	1	7	16	52	77	157
R5	7	6	28	32	58	77	208
R6	3	10	16	32	60	74	195

年度	本県	全国
H30	5.1%	4.7%
R1	5.2%	4.5%
R2	4.5%	3.8%
R3	3.9%	3.3%
R4	4.0%	3.6%
R5	5.3%	3.8%
R6	5.0%	7.0%

H27年度の10歳代の人工妊娠中絶実施率は全国ワースト2位であった。その後は改善が見られていたが、令和5年度は全国ワースト3位であった。R6実施率は前年度と比較して0.3%の減少であった。

保健教育等「性に関する指導について」

熊本県の現状について②

【福祉犯罪少年の状況】（肥後っ子のシグナル 令和7年版より）

年次\学職	総数(人)	未就学	小学生	中学生	高校生	大学生	有職少年	無職少年
7年	85	2	9	18	49	1	5	1
うち女子	78	0	9	16	48	1	3	1
6年	94	1	16	30	34	2	5	6
うち女子	67	1	5	19	32	2	2	6
増減数	△ 9	1	△ 7	△ 12	15	△ 1	0	△ 5
増減率(%)	△ 9.6	100.0	△ 43.8	△ 40.0	44.1	△ 50.0	0.0	△ 83.3

年次\法令	総数(人)	性的姿態 撮影等処 罰法	少年保護 育成条例	児童買 春・児童 ポルノ禁 止法	16歳未満 に対する 面会要求	二十歳未 満喫煙禁 止法	風営 適正化法	児童 福祉法	二十歳未 満飲酒禁 止法
7年	85	29	27	24	2	1	1	1	0
うち女子	78	29	24	20	2	1	1	1	0
6年	94	44	21	21	1	0	6	0	1
うち女子	67	34	17	10	0	0	6	0	0
増減数	△ 9	△ 15	6	3	1	1	△ 5	1	△ 1
増減率(%)	△ 9.6	△ 34.1	28.6	14.3	100.0	-	△ 83.3	-	△ 100.0

- 福祉犯被害少年は85人。そのうち女子が78人で全体の91.8%を占める。
- 学識別では高校生が49人で最も多く、全体の57.6%を占め、次いで中学生が18人(21.2%)となっている。
- 福祉犯罪被害少年の中には、享樂的な風潮の影響を受けたり、規範意識の欠如、友人から誘われてなど、安易な気持ちで被害にあうケースが多い。

子どもたちが性に関して適切に理解し、行動することができるようになることが課題

保健教育等「性に関する指導について」

学校全体で共通理解を図りつつ、体育科、保健体育科などの関連する教科、特別活動において、 発達の段階を踏まえ、 心身の発育・発達と健康、性感染症等の予防などに関する知識を確実に身に付けること、生命の尊重や自己及び他者の個性を尊重するとともに、相手を思いやり、望ましい人間関係を構築することなどを重視し、相互に関連付けて指導することが重要である。

また、家庭・地域との連携を推進し保護者や地域の理解を得ること、 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行うことが重要である。

保健教育等「性に関する指導」

性に関する指導のイメージ

性に関する指導

家庭や地域と連携した指導

学校における性に関する指導

総合的な学習（探求）の時間
特別活動等

教科等における性に関する指導

体育（小学校）
保健体育（中学校、高等学校）

保健教育等「性に関する指導について」

小・中・高等学校の保健の内容

小学校（保健領域）

「健康な生活」

- ・健康な生活
- ・1日の生活の仕方
- ・身の回りの環境

「体の発育・発達」（4年）

- ・体の発育・発達
- ・思春期の体の変化
- ・体をよりよく発育・発達させるための生活

「心の健康」（5年）

- ・心の発達
- ・心と体との密接な関係
- ・不安や悩みへの対処

「けがの防止」（5年）

- ・交通事故や身の回りの生活の危機が原因となって起こるけがとその予防
- ・けがの手当

「病気の予防」（6年）

- ・病気の起こり方
- ・病原体が主な要因となって起こる病気の予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・地域の様々な保健活動の取組

中学校（保健分野）

「健康な生活と疾病の予防」（1、2、3年）

- ・健康の成り立ちと疾病の発生要因
- ・生活習慣と健康
- ・生活習慣病などの予防
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康

- ・感染症の予防
- ・個人の健康を守る社会の取組

「心身の機能の発達と心の健康」（1年）

- ・身体機能の発達と個人差
- ・生涯に係わる機能の成熟と適切な行動
- ・精神機能の発達と自己形成
- ・欲求やストレスへの対処と心の健康

「傷害の予防」（2年）

- ・交通事故や自然災害などによる傷害の発生要因
- ・交通事故などによる傷害の防止
- ・自然災害による傷害の防止
- ・応急手当

「健康と環境」（3年）

- ・身体对环境に対する適応能力・至適距離
- ・飲料水や空気の衛生的管理
- ・生活に伴う廃棄物の衛生的管理

高等学校（科目保健）

「現代社会と健康」

- ・健康の考え方
- ・現代の感染症とその予防
- ・生活習慣病とその予防と回復
- ・喫煙、飲酒、薬物乱用と健康
- ・精神疾患に予防と回復

「安全な社会生活」

- ・安全な社会づくり
- ・応急手当

「生涯を通じる健康」

- ・生涯の各段階における健康
- ・労働と健康

「健康を支える環境づくり」

- ・環境と健康
- ・食品と健康
- ・保健・医療制度及び地域の保健医療機関
- ・様々な保健活動や社会的対策
- ・健康に関する環境づくりと社会参加

（原則として、入学年次及びその次の年次の2か年にわたり履修）

保健教育等「性に関する指導について」

性に関する指導（教育）リーフレット

○令和2年3月完成

各学校へ1部配付済み。

○県教委ホームページにも掲載

<https://www.pref.kumamoto.jp/uploaded/attachment/117247.pdf>からダウンロード可

各学校の管理職、保健主事及び生徒指導主事等にも本リーフレットを周知し、事案発生時をはじめ、校内外の研修及び事例検討会等に活用いただきますようお願いいたします。

文部科学省委託 令和元年度 学校保健総合支援事業
性に関する指導（教育）リーフレット
～「専門的・組織的な個別指導」の充実を目指して～

学校における性に関する指導（教育）は、児童生徒の人格の完成と豊かな人間形成を目的としています。「性」を人格の基本として生理的・心理的・社会的側面などから総合的に捉え、学校、家庭、地域が連携して、児童生徒に科学的認識を与えることで、生命尊重、人間尊重、男女平等の精神に基づき、児童生徒自ら考え、判断し、意思決定の能力を身に付け、望ましい行動をとれるように育成することが重要です。

性に関する指導（教育）では、次のことに留意して行うことが大切です。

- 児童生徒の発達段階を踏まえる。 ○学校全体で共通理解を図る。
- 家庭・地域との連携を推進し、保護者や地域の理解を得る。
- 集団指導と個別指導の連携を密にして効果的に行う。

【集団指導と個別指導の連携について】

児童生徒への性に関する指導に当たっては、集団の場面で必要な指導や援助を行うガイダンスと一人一人が抱える課題に個別に対応した指導を行うカウンセリングの双方の観点から取り組むことが効果的です。

個別指導の際は、教職員の共通理解を図り、家庭の理解を得ることに配慮し、スクールカウンセラー（以下SC）、スクールソーシャルワーカー（以下SSW）や地域の相談機関と連携を図ることが指導の充実につながります。



【個別指導における留意点】

個別指導では集団指導で学習した知識を補充し、一歩踏み込んだ具体的な指導をしていくことも考えられます。児童生徒や保護者からの相談には、カウンセリングマインドで臨み、プライバシーに配慮し、学校という集団の中で共通理解が得られるような指導を行います。集団指導で教えるべき内容と個別指導で教えるべき内容を明確にし、それらを関連させて指導していくことが重要です。

【専門的・組織的な個別指導のイメージ】

個別指導では、専門性のあるアドバイス等や組織でのかかわりによって、児童生徒の発達段階に応じて思考判断させることで、適切な意思決定や望ましい行動等につなげることが重要です。

知識習得重視の個別指導

- ・性に関する知識を与えて性行動の抑制
- ・性に関する知識を与えて性に関する問題行動の予防

情報意識重視の個別指導

- ・校則やルールなど規範意識に訴えて性行動の抑制
- ・「大人になってから」「子供のうちは」などの価値観から性に関する問題行動の予防

態度行動重視の個別指導

- ・模範的態様の紹介による性行動の抑制
- ・感情的な過激な行動による性に関する問題行動の予防

思考判断重視の個別指導

- ・児童生徒に意思決定させることで性行動の抑制
- ・危険予測を通してよりよい行動を選択させることで性に関する問題行動の予防

保健教育等「外部講師を活用した性に関する指導について」

事務連絡
令和5年3月29日

各都道府県・市区町村 母子保健主管部（局）
各都道府県・指定都市教育委員会学校保健担当課
各都道府県私立学校主管部課
附属学校を置く各国公立大学法人附属学校事務主管課 御中
構造改革特別区域法第12条第1項の認定を受けた各地方公共団体の学校設置会社担当課
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課

文部科学省初等中等教育局健康教育・食育課
厚生労働省子ども家庭局母子保健課

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく
学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

政府においては、「成育過程にある者及びその保護者並びに妊産婦に対し必要な成育医療等を切れ目なく提供するための施策の総合的な推進に関する法律」（平成30年法律第104号）第11条第7項に基づき、令和5年3月22日、「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」（以下「成育医療等基本方針」という。）の変更を閣議決定しました。

成育医療等基本方針においては、「成育医療等の提供に関する施策に関する基本的な事項」として、別紙のとおり、男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に適切に対応した切れ目のない支援体制を構築することとされ、そのため、学校や保健所等において、性に関する科学的知識に加え、性情報への対処や互いを尊重し合う人間関係など様々な観点から、性と健康に関する教育や電話での相談支援等を行うことなどとされています。

このことを踏まえ、引き続き、学校においては、児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施に努めるようお願いします。これまで「健やか親子21（第2次）の中間評価等に関する検討会報告書」を踏まえ、学校での性に関する指導における外部講師の活用等について依頼してきたところですが、各自治体においては、教育委員会と保健部局とが連携し、必要に応じて、学校医、小児科医、産婦人科医、性と健康の相談センター、精神保健福祉センター等の関係者の協力を得るなどして、例えば、学校教育において、各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家を外務講師として活用したり、産婦人科医や助産師等の専門家と連携して個別指導を行ったりするなど、各地域の実情に応じて、こどもの性と健康に関する普及啓発・相談支援に係る取組の充実を図るようお願いします。

なお、厚生労働省の国庫補助事業「性と健康に関する相談センター事業」においては、学校で児童生徒向けに性・生殖に関する教育等を実施する医師や助産師等への支援を行っています。同事業が子ども家庭庁に移管される令和5年度以降も、当該支援を継続する予定ですので、保健部局と教育委員会と連携し、御活用いただくようお願いします。

【令和5年3月29日付 事務連絡】

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」に基づく学校等におけるこどもの性と健康に関する普及啓発等の取組の充実について

（文部科学省・厚生労働省）

◆令和5年3月22日 閣議決定

「成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針」



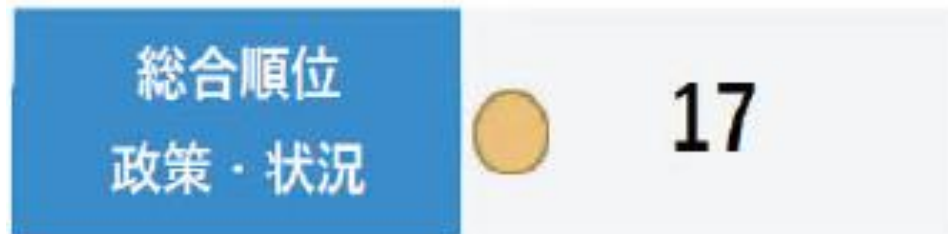
男女ともに性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンプレッションケアの推進を含め、需要に的確に対応した切れ目のない支援体制を構築すること



・児童生徒の発達の段階に応じて、学習指導要領に基づく性に関する指導の着実な実施

・各教科等の指導や教育課程外の講演等に産婦人科医や助産師等の専門家の活用

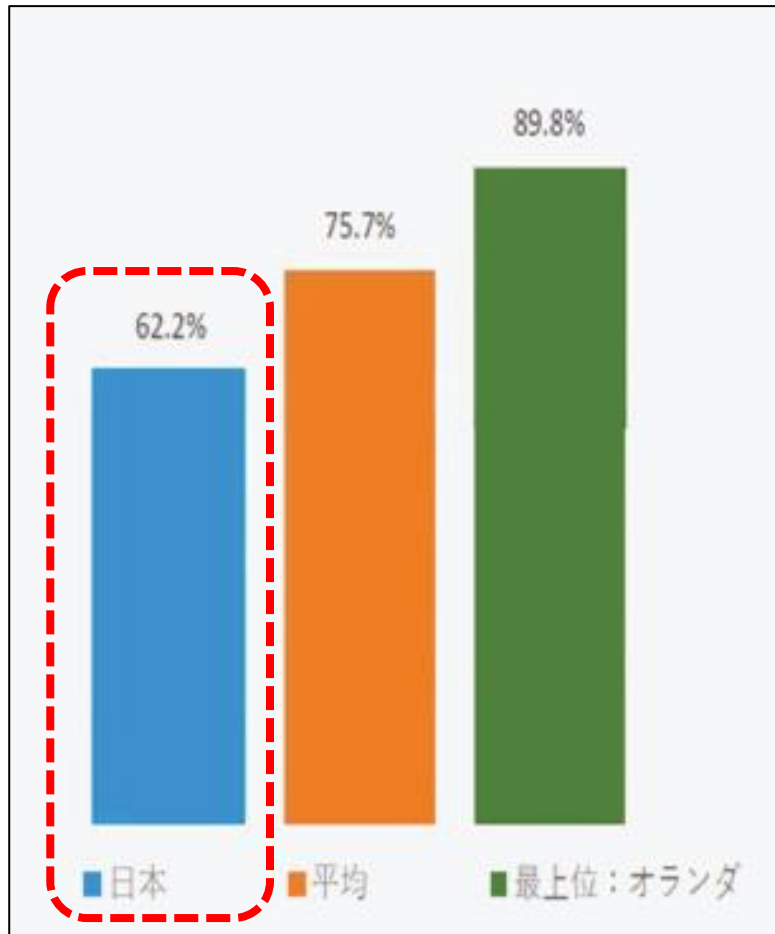
保健教育等「先進国の子どもの幸福度ランキング」



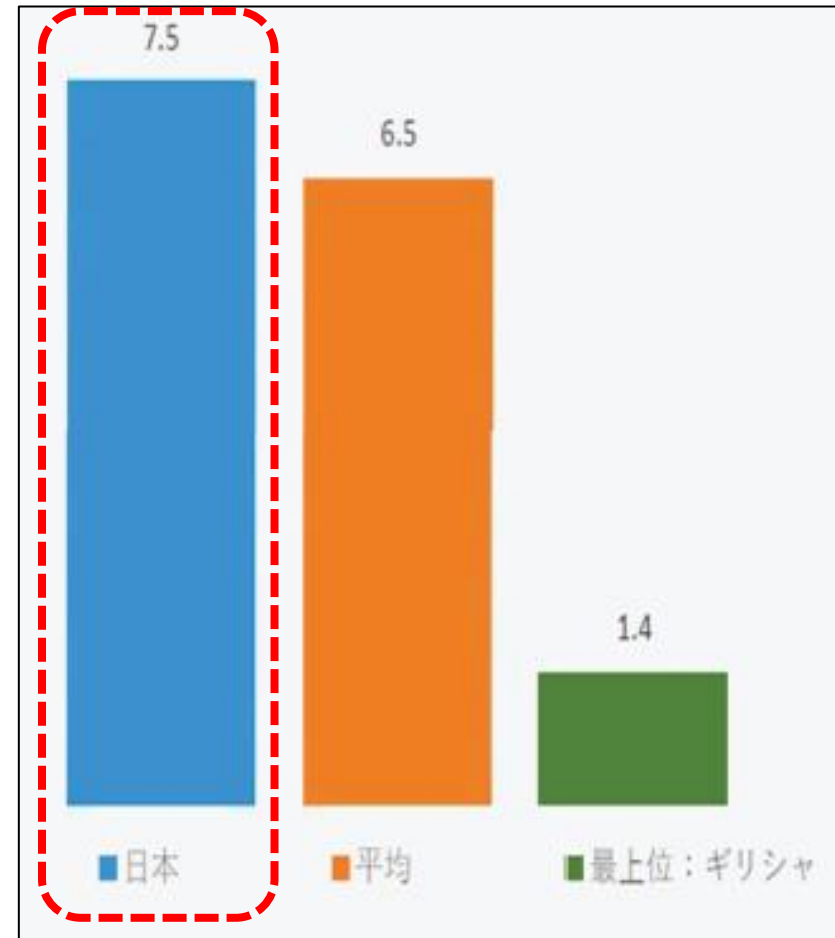
ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「精神的幸福度（先進国の子どもの幸福度ランキング）」

15歳時点での生活満足度の高い子供の割合



15~19歳の若者の自殺者
(10万人当たりの自殺者)



ユニセフ報告書「レポートカード16」より

保健教育等「心の健康・精神疾患について」

【高等学校学習指導要領保健体育編解説より】

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

㊦ 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。また、**うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もが罹患しうること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であること**などを理解できるようにする。その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、**ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。**



* 医学的には「嗜癖」というが、一般的には「依存」といわれている。

図1 物質依存と行動嗜癖

保健教育等「学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教育について」

ギャンブル等依存症対策推進基本計画（平成31年4月19日閣議決定） 「5 学校教育における指導の充実」

【目標と具体的取組】

文部科学省は、新たに精神疾患を取り上げることとした高等学校学習指導要領の令和4年度からの実施に向けて、精神疾患の一つとしてギャンブル等も含めた依存症を取り上げることとした高等学校学習指導要領解説に基づき、以下の取組を推進。

- 令和元年度以降、各種研修会等で、全国の学校体育担当指導主事等に対し、高等学校学習指導要領を周知。
- 令和元年度以降、学校教育において依存症に関する指導を行うことを目的に作成した教師用指導参考資料を周知し、その活用を促進。
- 令和元年度中に、発達段階に応じた子供向け啓発資料を作成。

高等学校学習指導要領（平成30年3月公示）における記載例

【保健体育】〔保健〕2 内容

(1) 現代社会と健康について、自他や社会の課題を発見し、その解決を目指した活動を通して、次の事項を身に付けることができるよう指導する。

ア 現代社会と健康について理解を深めること。

(オ) 精神疾患の予防と回復

精神疾患の予防と回復には、運動、食事、休養及び睡眠の調和のとれた生活を実践するとともに、心身の不調に気付くことが重要であること。また、疾病の早期発見及び社会的な対策が必要であること。

【高等学校学習指導要領解説（抄）】

ア 知識

(オ) 精神疾患の予防と回復

② 精神疾患の特徴

精神疾患は、精神機能の基盤となる心理的、生物的、または社会的な機能の障害などが原因となり、認知、情動、行動などの不調により、精神活動が不全になった状態であることを理解できるようにする。

また、うつ病、統合失調症、不安症、摂食障害などを適宜取り上げ、誰もがり患うること、若年で発症する疾患が多いこと、適切な対処により回復し生活の質の向上が可能であることなどを理解できるようにする。

その際、アルコール、薬物などの物質への依存症に加えて、ギャンブル等への過剰な参加は習慣化すると嗜癖(しへき)行動になる危険性があり、日常生活にも悪影響を及ぼすことに触れるようにする。

教師向け指導参考資料

『「ギャンブル等依存症」などを予防するために』（平成31年3月）

- ・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
- ・主な対象：高等学校等教職員
- ・内容
 - 1 「依存症」とは
 - ① 依存症
 - ② 行動嗜癖を生み出す要因
 - ③ やめられなくなる脳の仕組み
 - ④ 行動嗜癖が及ぼす影響
 - ⑤ 行動嗜癖の疾患としての位置付け
 - 2 嗜癖行動について
 - ① ギャンブル等
 - ② ゲーム
 - 3 行動嗜癖への対応
 - ① 学校における教育
 - ② 家庭との連携
 - ③ 相談機関・専門医療機関の活用



子供向け啓発資料

「行動嗜癖を知っていますか？」ギャンブル等にのめり込まないために
(令和2年3月)

- ・目的：ギャンブル等依存症を含む依存症に関する指導を行うため。
- ・主な対象：高等学校生徒
- ・内容
 - 1 「嗜癖」とは
 - 物質依存と行動嗜癖
 - 2 嗜癖行動について
 - 行動嗜癖を生み出す要因
 - 行動嗜癖による様々な影響
 - 3 ギャンブル等にのめり込むことにより問題化するプロセス
 - 4 行動の振り返りと5年後の自分

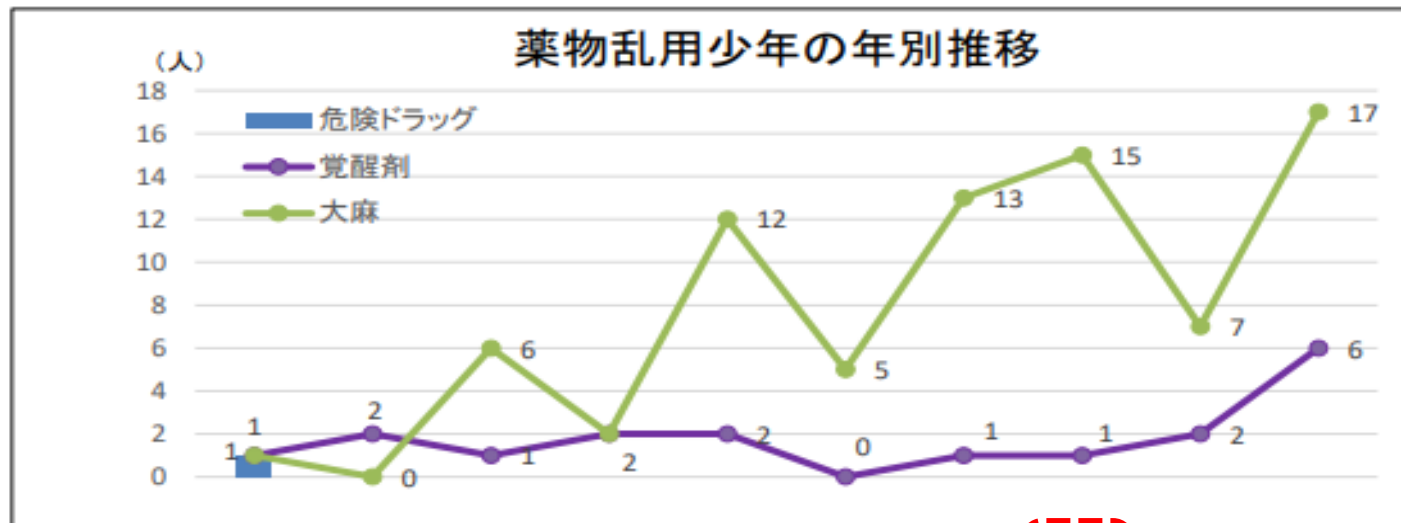


保健教育等「薬物乱用防止教育について」

熊本県の現状 【令和7年度版肥後っ子のシグナルより】

薬物乱用少年の年別推移

- 薬物乱用少年は23人で、前年に比べて14人(155.6%)増加しています。
- 薬物別では、大麻事犯が17人、覚醒剤事犯が6人となっています。

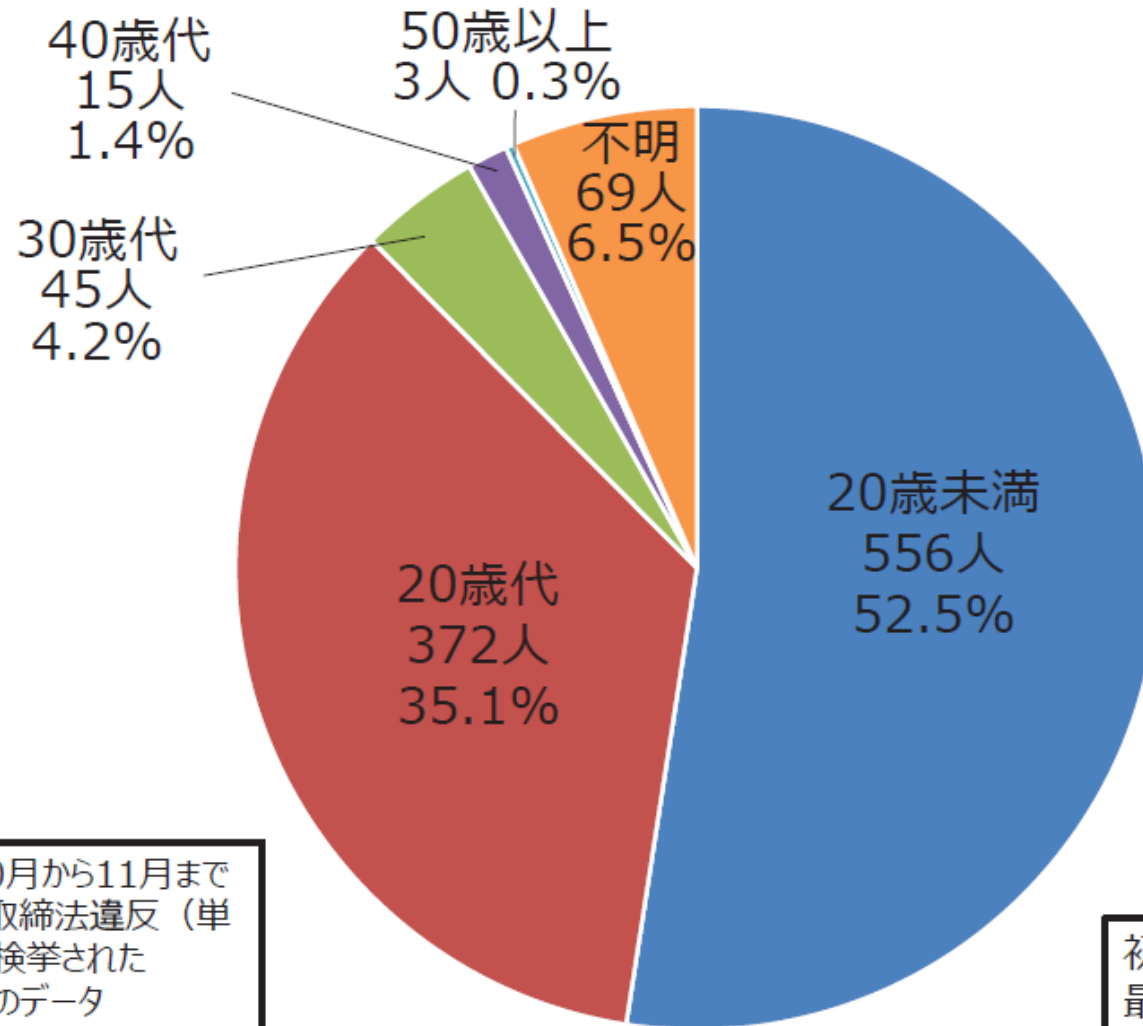


区分\年次	28年	29年	30年	元年	2年	3年	4年	5年	6年	7年
総数	3	2	7	4	14	5	14	16	9	23
大麻	1	0	6	2	12	5	13	15	7	17
覚醒剤	1	2	1	2	2	0	1	1	2	6
危険ドラッグ	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※大麻には、麻薬等取締法、麻薬等特例法で検挙した大麻事犯を含む。

学校教育において、薬物の危険性、有害生徒について正しく理解させるなど、薬物乱用防止教育の一層の充実を図る必要がある。

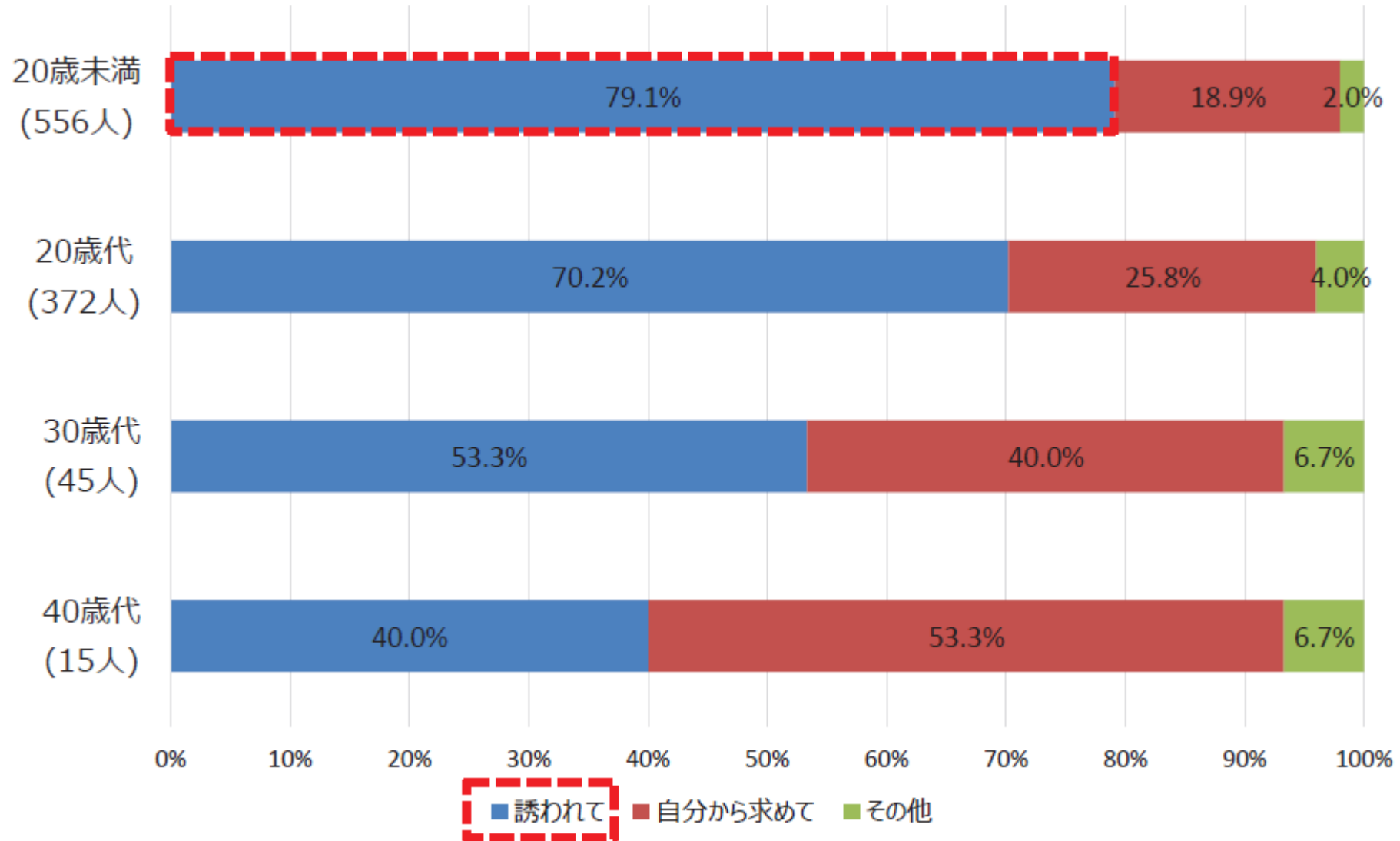
保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した年齢（国）



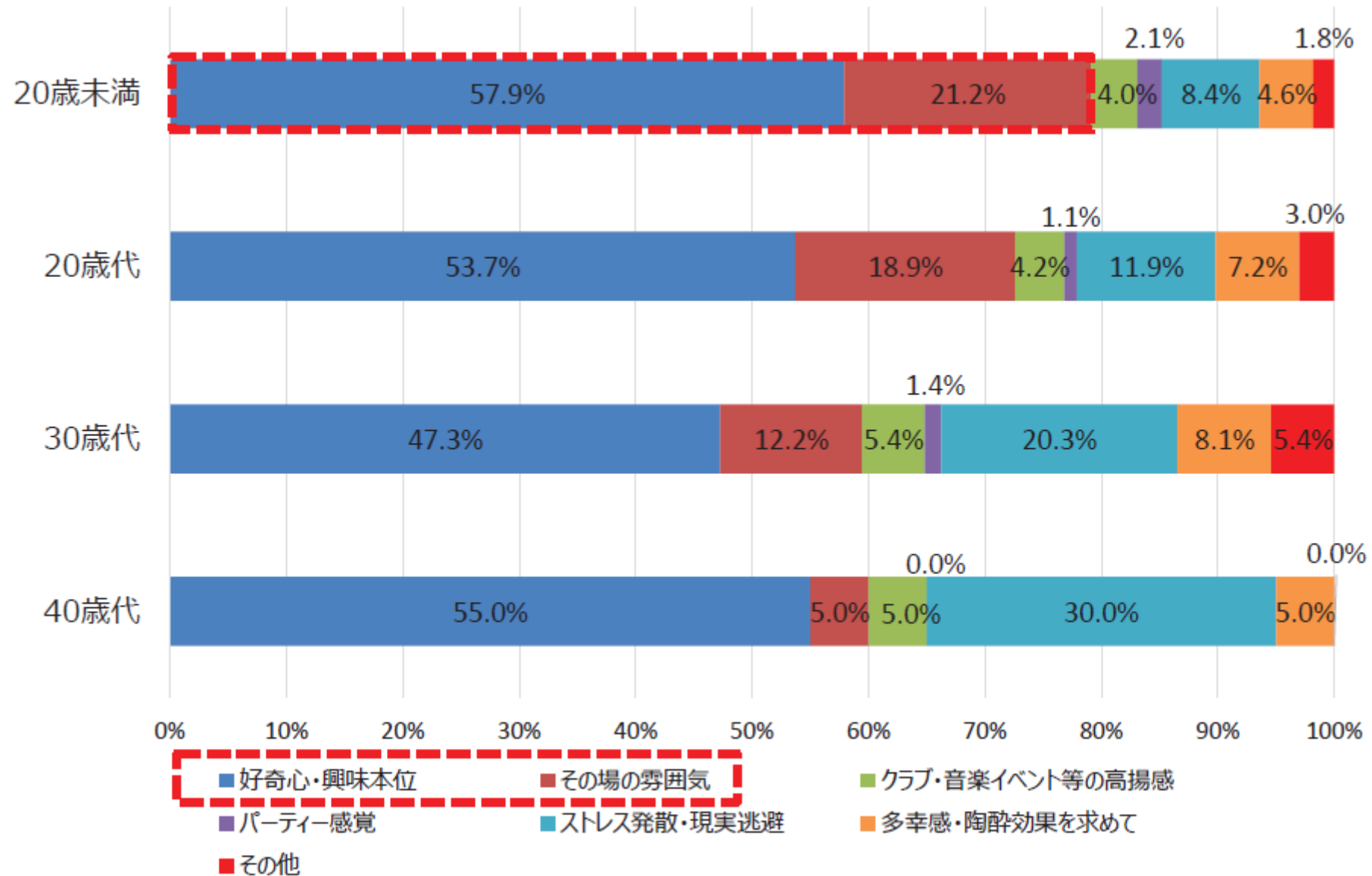
令和5年10月から11月までの間に大麻取締法違反（単純所持）で検挙された1,060人分のデータ

初めて使用した年齢
最年少 11歳（1人）

保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した経緯（国）



保健教育等「薬物乱用防止教育について」 大麻を初めて使用した動機（国）

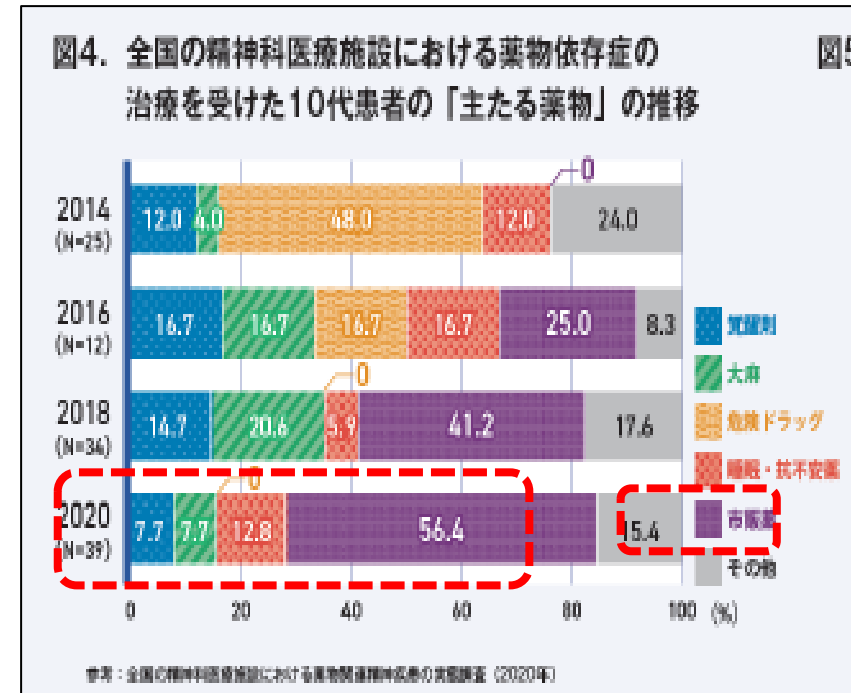
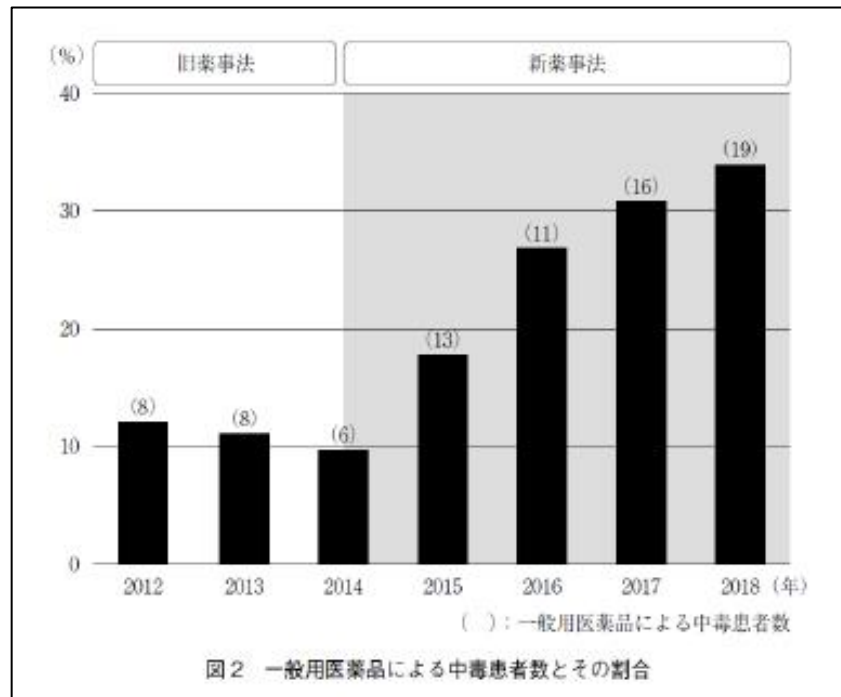


保健教育等「薬物乱用防止教育について」

新たな課題

一般用医薬品の濫用【オーバードーズ】

- ・一般用医薬品による救急搬送事例の増加
- ・2020年、10代の若者の薬物濫用では、56.4%で市販薬が使われている。
- ・コロナ禍で、一般用医薬品を乱用する若者や過剰摂取が増加している。



保健教育等「第六次薬物乱用防止五か年戦略」

※令和5年8月薬物乱用対策推進会議

戦略策定に向けた5つの視点

- ・大麻乱用期への総合的な対策の強化
- ・再乱用防止対策における関係機関の連携した“息の長い支援”強化
- ・サイバー空間を利用した薬物密売の取締強化
- ・国際的な人の往来増加への対応強化
- ・薬物乱用政策についての国際社会との連携・協力強化と積極的な発信

5つの目標

目標1 青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

<大麻の有害性・危険性・国内外の規制状況について周知>

- 薬物乱用防止教室の充実強化
- 研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上

<国際的な人の往来増加への対応としての啓発強化>

- 海外渡航者に向けた、ウェブサイトを利用した周知の実施
- 諸外国における最新の薬物規制状況等の啓発資材への反映

<デジタルツール等を効果的に活用した広報・啓発手法の強化>

- 青少年の目に触れやすい広報媒体の活用
- 科学的知見に基づく情報の広報・啓発資材への反映による内容の充実

目標2 薬物乱用者に対する適切な治療と効果的な社会復帰支援による再乱用防止

<関係機関がより一層連携した「息の長い支援」の実施>

- 刑事司法関係機関等による社会復帰支援の推進
- 大麻事犯の特性に対応した指導・支援の推進

<治療等を提供する医療機関等の充実・強化>

- 認知行動療法等の治療や回復プログラムの更なる充実
- 治療が可能な医療従事者育成のための研修の充実

<大麻事犯者の再犯防止等に向けた効果的な対応の検討>

- 薬物依存症等に関する正しい知識・意識の理解の促進
- 支援方針の研究及び支援による効果検証の推進

目標3 国内外の薬物密売組織の壊滅、大麻をはじめとする薬物の乱用者に対する取締りの徹底及び多様化する乱用薬物等に対する迅速な対応による薬物の流通阻止

<薬物密売組織の弱体化・壊滅の推進>

- 薬物専門の捜査・情報分析・鑑定等体制強化
- 合同捜査・共同摘発の推進

<巧妙化する犯罪手口への対応強化と徹底した取締り>

- サイバー空間を利用した薬物密売事犯への対応強化
- 大麻乱用期の早期沈静化に向けた徹底した取締り

<新たに出現する未規制物質に対する速やかな規制>

- 未規制物質や大麻濃縮物等の新たな規制薬物への対応
- 未規制物質等の迅速な指定の推進

目標4 水際対策の徹底による薬物の密輸入阻止

<密輸手口の分析と情報共有等を通じた水際取締り体制の強化>

- 関係機関や事件等を通じた情報収集の推進
- 合同取締訓練実施による取締体制の連携・能力向上

<大麻、大麻製品等の密輸事犯の対応強化>

- コントロールド・デリバリー捜査の積極的な活用
- 関係機関による捜査手法の共有及び連携強化

<国際的な人の往来増加への対応としての水際対策>

- ウェブサイト等を活用した規制薬物情報の広報・啓発強化
- 国際会議・在外機関等を通じた広報・啓発の実施

目標5 国際社会の一員としての国際連携・協力を通じた薬物乱用防止

<各国・地域間の違法薬物密輸・取引情報等の収集及び体制の強化>

- 薬物乱用対策に係る情報集約体制の強化
- 国際機関等との情報共有体制の強化

<我が国の薬物乱用政策の積極的発信>

- 国際的な理解獲得のための積極的な発信
- 国連麻薬委員会等への参加を通じた諸外国との連携

<海外関係機関への技術支援等を通じた連携強化>

- 薬物仕出国等に対する技術支援等を通じた連携強化
- 薬物仕出国等への職員派遣を通じた国際的な連携強化

※項目は主なものを記載

目標1

青少年を中心とした広報・啓発を通じた国民全体の規範意識の向上による薬物乱用未然防止

（1）学校における薬物乱用防止教育及び啓発の充実

児童生徒等が、薬物乱用の危険性・有害性について正しい知識を持ち、薬物乱用を拒絶する規範意識を向上させることができるよう、小学校、中学校及び高等学校における指導・教育内容の充実を図るとともに、指導者が、科学的知見に基づいた適切な指導・教育方法を修得するため、また、大学等の学生に対する啓発活動の推進を図るため、以下のような取組を行う。

（薬物乱用防止教育の内容の充実強化）

- ・ 学校における薬物乱用防止教育は、小学校の体育科、中学校及び高等学校の保健体育科、特別活動の時間はもとより、道徳、総合的な学習の時間等の**学校の教育活動全体を通じて指導が行われる**よう引き続き周知を図る。（文部科学省）
- ・ 児童生徒が、**薬物乱用の危険性・有害性のみならず、薬物乱用は、好奇心、投げやりな気持ち、過度のストレスなどの心理状態、断りにくい人間関係、宣伝・広告や入手しやすさなどの社会環境などによって助長されること、また、それらに適切に対処する必要があることを理解できるようにするため、指導方法の工夫が行われるよう一層の周知を図る。**（文部科学省）
- ・ 薬物の危険性・有害性等に関する科学的な知見に基づいた薬物乱用防止に関するパンフレットや教材等を作成・配布する。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）

保健教育等「薬物乱用防止教育の推進」（第五次薬物乱用防止五か年戦略）

（薬物乱用防止教室の充実強化）

- ・ 薬物乱用防止教室は、学校保健計画に位置付け、すべての中学校及び高等学校において年1回は開催するとともに、地域の実情に応じて小学校においても開催に努める。
（文部科学省、警察庁）
- ・ 関係機関が連携し、薬物乱用防止教室で活用するための有効な資材の研究・開発を行う。（厚生労働省、警察庁、文部科学省）
- ・ 薬物等に関する専門知識を有する警察職員、麻薬取締官、学校薬剤師、矯正施設職員、保健所職員、税関職員等が連携し、学校等における薬物乱用防止教室を充実強化する。（文部科学省、警察庁、財務省、法務省、厚生労働省）

（研修等を通じた指導方法・指導者の資質向上）

- ・ 薬物乱用防止教育に携わる指導者に対する研修会や講習会を開催するとともに、最新かつ正確な薬物知識を掲載した資材等を提供するなどし、指導方法及び指導内容の充実強化を図る。（文部科学省、警察庁、厚生労働省）
- ・ 教員以外の指導者による効果的な指導に必要な薬物乱用に関する最新の知見のみならず、児童生徒の発達段階、学校における指導状況等への理解を深めるため、国、都道府県、関係機関等が開催する研修会の充実を図る。（文部科学省）

（大学等の学生等に対する薬物乱用防止のための啓発の推進）

（薬物乱用少年の早期発見・補導等の推進）

41

熊本県では、薬物乱用防止教室について、小学校、中学校、高等学校等の全ての学校において、**100%実施**をお願いしています。

保健教育等「薬物乱用防止教育について」

薬物乱用防止教室実施状況(熊本県内公立学校)

校種	令和7年度	令和6年度	令和5年度
小学校	98.2%	99.0%	98.0%
中学校	100%	100%	99.0%
高等学校 (全日制)	98.0%	100%	94.0%
高等学校 (定・通)	89.0%	89.0%	89.0%
特別支援 学校	56.5%	57.0%	59.0%

(健康教育実態調査より)

薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）



・主な対象: 小中高等学校
・制作: 令和6年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>



第3章 薬物乱用防止教室の進め方

3. 薬物乱用防止教室の内容、対象、講師の例

内容	対象	指導者
薬物乱用・依存の成り立ち		
薬物と体	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
薬物と乱用		
薬物乱用の現状		
喫煙、飲酒、薬物乱用の心身への影響		
喫煙と健康（受動喫煙を含む）	小学校高学年以上	医師、薬剤師、看護師、保健師、研究者、青少年補導員、警察職員、麻薬取締官、薬務行政の担当者など
飲酒と健康		
有機溶剤（シンナー等）の害		
覚醒剤の害		
大麻の害		
医薬品の過量服薬の害		
薬物乱用と依存の悪循環	中学校以上	
麻薬やその他薬物の害	高等学校以上	

薬物乱用防止教室マニュアル（令和5年度改訂）

第1章 総則 第5款 生徒の発達の支援

1 生徒の発達を支える指導の充実

教育課程の編成及び実施に当たっては、次の事項に配慮するものとする。

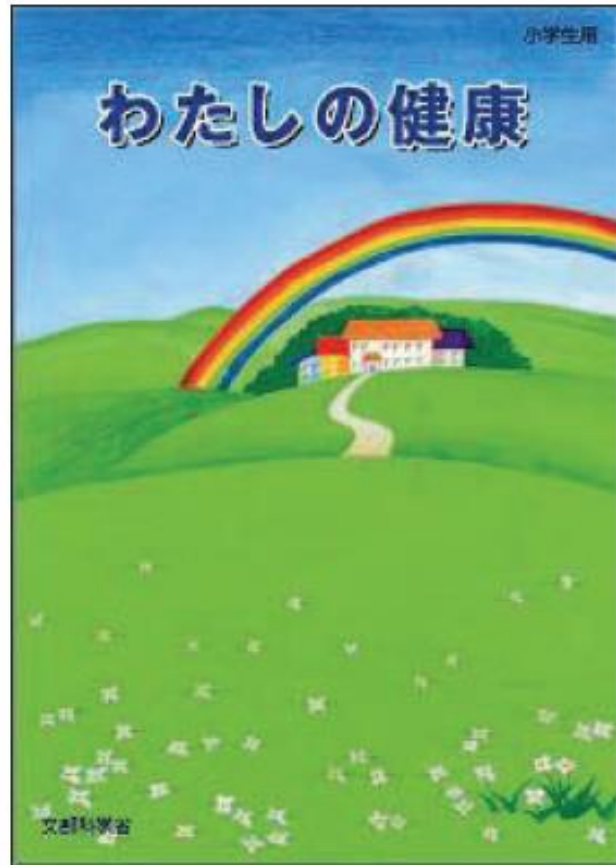
- (5) 生徒が、基礎的・基本的な知識及び技能の習得も含め、学習内容を確実に身に付けることができるよう、生徒や学校の実態に応じ、個別学習やグループ別学習、繰り返し学習、学習内容の習熟の程度に応じた学習、生徒の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習などの学習活動を取り入れることや、教師間の協力による指導体制を確保することなど、指導方法や指導体制の工夫改善により、個に応じた指導の充実を図ること。その際、第3款の1の(3)に示す情報手段や教材・教具の活用を図ること。

5 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

（第1章総則第5款1(5)）

また、指導体制の工夫改善に当たっては、教師一人一人にも得意の分野など様々な特性があるので、それを生かしたり、学習形態によっては、教師が協力して指導したりすることにより、指導の効果を高めるようにすることが大切である。教師の協力的な指導の具体例としては、ティーム・ティーチング、合同授業などの実際の指導場面におけるもののほか、指導案の作成、教材・教具の開発、共同研究や研修、他の学校との連携、協力などが考えられ、各学校の実態に応じて工夫することが望ましい。食育その他の心身の健康の保持増進に関する指導においてこれらについての専門性を有する養護教諭や栄養教諭の積極的な参画・協力を得たりすること、学校内にとどまらず、学校外の様々な分野の専門家の参加・協力を得たりすることなど様々な工夫を行い、指導の効果を高めることが大切である。

喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



(令和3年3月作成)

掲載URL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08060506.htm



(令和2年度版)

掲載URL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111804.htm



(令和2年度版)

掲載URL:

https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/08111805.htm



喫煙、飲酒、薬物乱用防止の参考資料



- ・主な対象: 小学校
- ・制作: 平成31年3月
- ・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1334052.htm



- ・主な対象: 中学校
- ・制作: 令和2年3月
- ・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1354075.htm



- ・主な対象: 高校生
- ・制作: 令和3年3月
- ・掲載URL:
https://www.mext.go.jp/a_menu/kenko/hoken/1371839.htm



喫煙、飲酒、薬物乱用防止に関する指導参考資料等



・制作: 令和2年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/235>



・制作: 令和3年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/245>



・制作: 令和4年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/261>



・主な対象: 小中高等学校
・制作: 令和6年3月
・掲載URL:
<https://www.gakkohoken.jp/books/archives/269>



最後に・・・

保健教育の充実のためには、
学校全体で、**全教職員**の協力のもと、**家庭**
や地域、関係機関等と連携して取り組
む必要があります。